

住宅借入金等特別控除

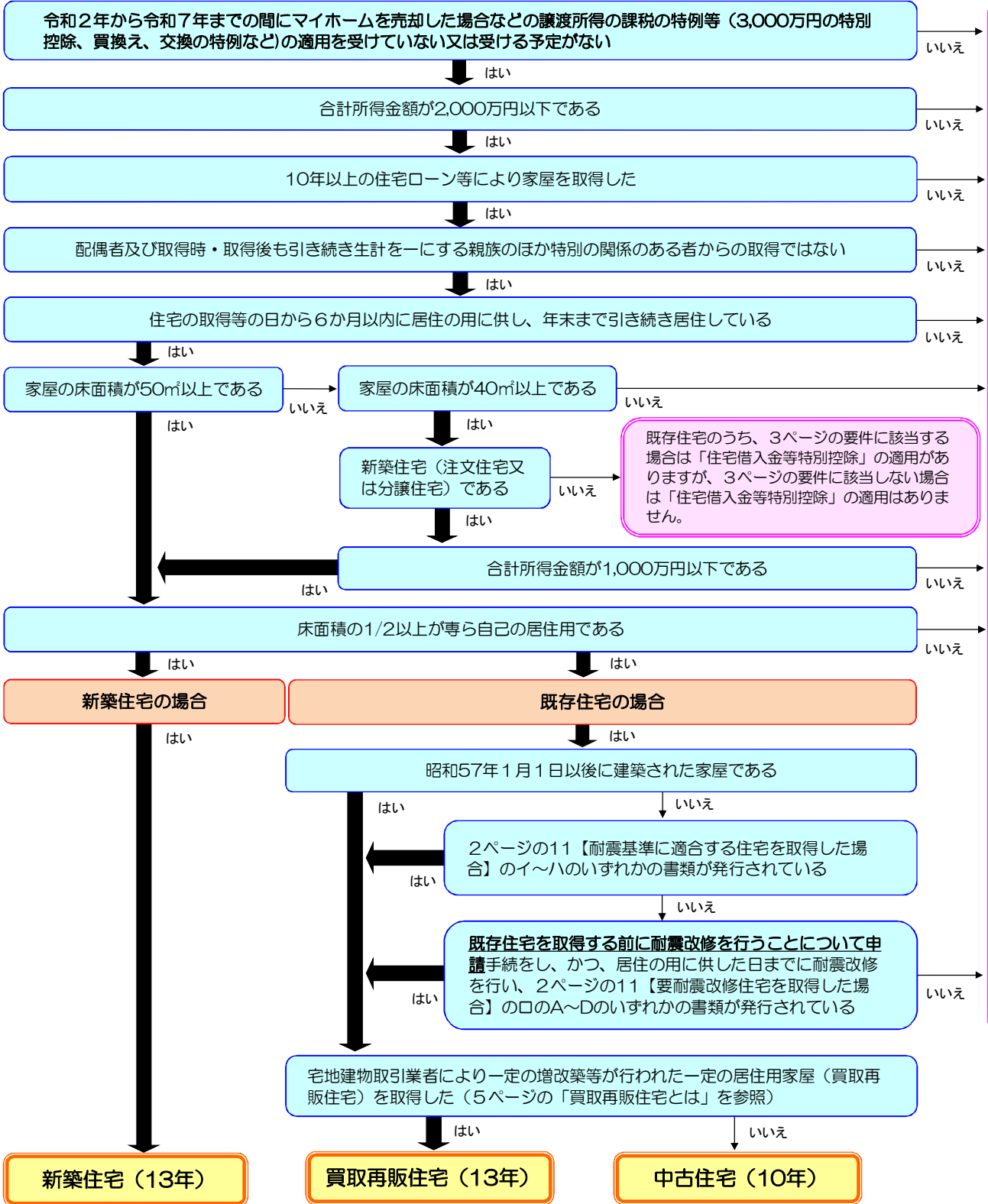
(令和4年中に入居した人用)

住宅ローン等を利用してマイホームを取得（増改築等）した方で、一定の要件に該当すれば、原則として、令和4年分から10年間又は13年間所得税が軽減されます。

なお、1ページの要件を満たす場合であっても、住宅の取得等に係る契約を次の期間内に締結し、かつ3ページの要件にも該当する場合は、5ページに記載の「住宅借入金等特別控除の計算方法（3ページ又は6ページの②の要件に該当する場合）」に基づく計算による控除を選択することができます。

- 注文住宅・・・令和2年10月1日～令和3年9月30日
- 分譲住宅、既存住宅・・・令和2年12月1日～令和3年11月30日

【マイホームを取得した場合】（マイホームを増改築等した方は6ページで要件に該当するかを確認してください。）



『住宅借入金等特別控除』の適用はありません。

既存住宅のうち、3ページの要件に該当する場合は「住宅借入金等特別控除」の適用がありますが、3ページの要件に該当しない場合は「住宅借入金等特別控除」の適用はありません。

入居した年から10年間又は13年間『住宅借入金等特別控除』の適用があります。
なお、この控除を受けるためには、2ページに記載の書類を添付して5ページに記載の「住宅借入金等特別控除の計算方法（1ページ又は6ページの①の要件に該当する場合）」に基づき所得税の確定申告をする必要があります。

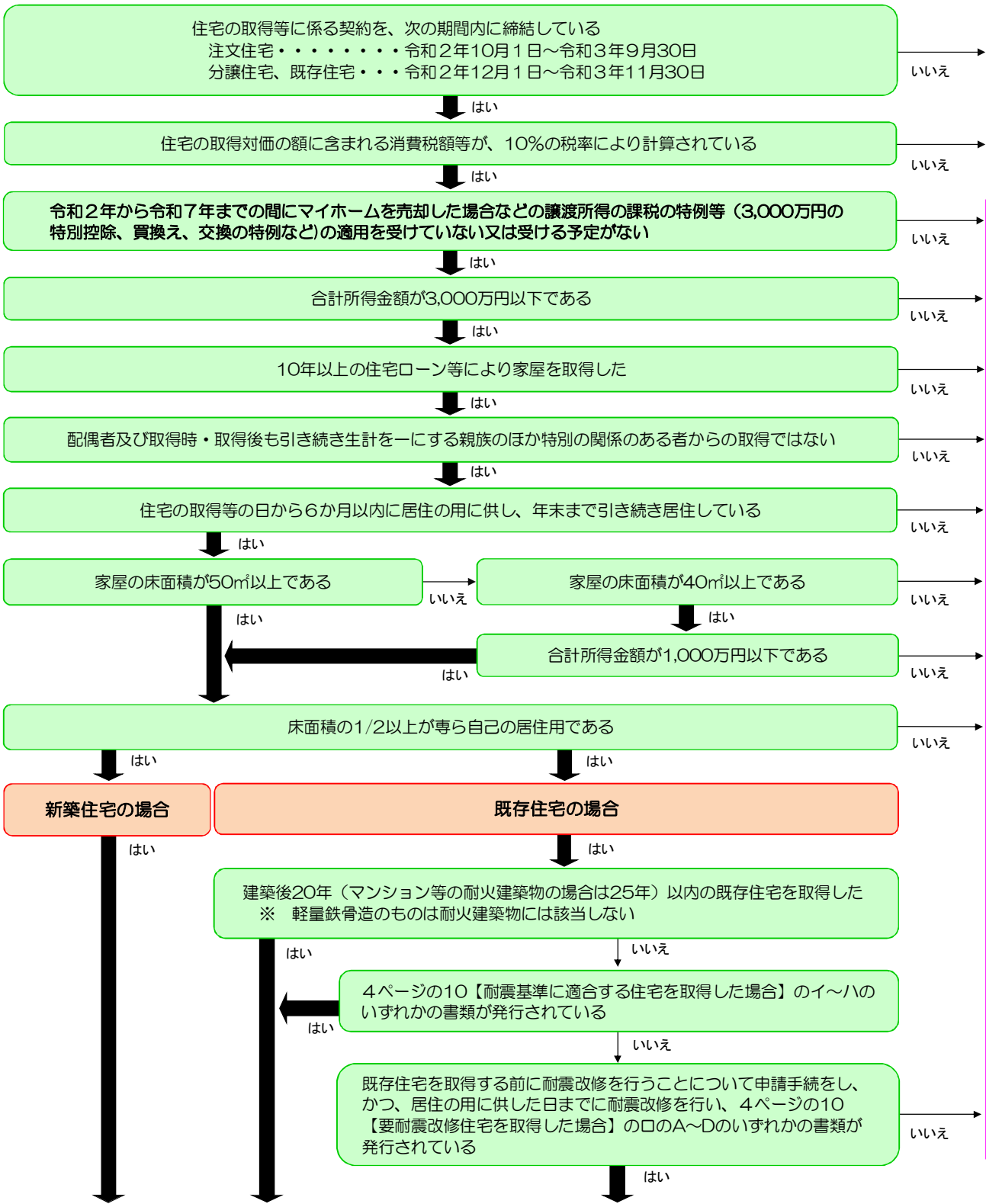
1 ページの要件又は6 ページの①の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受けるためには、以下の添付書類が必要となります。

* 給与所得や公的年金等の雑所得がある方は、申告書の作成時に令和4年分の源泉徴収票が必要です（添付は不要です。）。

添付書類 (1 ページの要件又は6 ページの①の要件に該当する場合)		取得先	新築		買取再販住宅		中古住宅		増改築等
			一般	認定等	一般	認定等	一般	認定等	
1	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書	国税庁HP 又は 税務署	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	建物の登記事項証明書(原本又は写し) (注1) 不動産番号を1の計算明細書に記載することにより、添付を省略することができます。 なお、税務署で住宅借入金等特別控除の申告相談をする際は、登記事項証明書(原本又は写し)を持参してください。	法務局 又は 手持分の コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	住宅に係る請負契約書、売買契約書又は増改築等に係る請負契約書(写し)	手持分の コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(原本) (注2) 複数ある場合は全ての証明書	銀行等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【敷地等の購入に係るローン等について控除を受ける場合】 敷地等の登記事項証明書(原本又は写し)(注1) (注3) マンションの場合は、建物の登記事項証明書のみで可	法務局 又は 手持分の コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	敷地等の分譲に係る契約書(写し)	手持分の コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	【補助金等の交付又は住宅取得等資金の贈与の特例(注4)の適用を受けた場合】 その額を証明する書類(写し) (注4) 「住宅取得等資金の贈与の特例」とは、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」をいいます。	支払元 手持分の コピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【増改築等をした場合】 建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書(原本) (注5) 建築基準法に規定する大規模修繕の場合は、増改築等工事証明書(原本)、建築確認済証(写し)又は 検査済証(写し)	建築士等							<input type="checkbox"/>
9	【認定住宅等を取得した場合】 【認定長期優良住宅を取得した場合】⇒イとロ両方の書類が必要								
	イ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書(写し) (注6) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書(写し) (注7) 認定計画実施者の地位の承継があった場合は、認定通知書(写し)及び承認通知書(写し)	(新築) 県又は市 (買取・中古) 前所有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ ①住宅用家屋証明書(原本又は写し)又は②認定長期優良住宅建築証明書(原本) (注8) 上記イの認定通知書の区分が「既存」住宅の場合は不要	①市町村 ②建築士等又 は前所有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【低炭素建築物を取得した場合】⇒イとロ両方の書類が必要								
	イ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書(写し) (注9) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書(写し)	(新築) 県又は市 (買取・中古) 前所有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ ①住宅用家屋証明書(原本又は写し)又は②認定低炭素住宅建築証明書(原本)	①市町村 ②建築士等又 は前所有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【低炭素建築物とみなされる特定建築物を取得した場合】 特定建築物用の住宅用家屋証明書(原本)	市町村	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅を取得した場合】 住宅省エネルギー性能証明書(原本)又は建設住宅性能評価書(写し) (注10) 住宅省エネルギー性能証明書は、令和5年4月1日前に証明のための家屋の調査が終了したもの (注11) 建設住宅性能評価書は、令和5年4月1日前に評価されたもの	検査機関 建築士等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	【買取再販住宅を取得した場合】 建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書(原本) (注12) 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替えの工事(第7号工事)に該当する場 合には、増改築等工事証明書(原本)に加え、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書(原本)	建築士等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	11	【昭和56年12月31日以前に建築された既存住宅を取得した場合】 【耐震基準に適合する住宅を取得した場合】⇒イ～ハのいずれかの書類							
イ 耐震基準適合証明書(原本) (注13) 家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 建設住宅性能評価書(写し) (注14) その家屋の取得の日前2年以内に、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1～3 であると評価されたもの		検査機関 前所有者 建築士等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書(原本) (注15) 住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得の日前2年以内 に締結したもの				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【要耐震改修住宅を取得した場合】⇒イとロ両方の書類が必要									
イ 耐震改修工事に係る請負契約書(写し)		手持分の コピー		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
次のA～Dのいずれかの書類 (注16) 住宅を取得する前に耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住日までに耐震改修により 耐震基準に適合することが証明されたもの									
A 建築物の耐震改修計画の認定申請書(写し)及び耐震基準適合証明書(原本)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B 耐震基準適合証明申請書(写し)(注17)及び耐震基準適合証明書(原本) (注17) 家屋の取得の日までに申請書の提出が困難な場合は、申請書(写し)に代えて仮申請書(写し)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
C 建設住宅性能評価申請書(写し)(注18)及び建設住宅性能評価書(写し) (注18) 家屋の取得の日までに申請書の提出が困難な場合は、申請書(写し)に代えて仮申請書(写し)		検査機関 建築士等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
D 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書(写し)及び既存住宅売買瑕疵担保 責任保険契約に係る付保証明書(原本) (注19) 住宅瑕疵担保責任法人が引受けを行う一定の保険契約に限る。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【住宅の取得等に係る契約を、次の期間内に締結している場合】

注文住宅・・・令和2年10月1日～令和3年9月30日
分譲住宅、既存住宅・・・令和2年12月1日～令和3年11月30日
(マイホームを増改築等した方は6ページで要件に該当するかを確認してください。)



1ページへ
『住宅借入金等特別控除』の適用はありません。

入居した年から13年間『住宅借入金等特別控除』の適用があります。
なお、この控除を受けるためには、4ページに記載の書類を添付して5ページに記載の「住宅借入金等特別控除の計算方法（3ページ又は6ページの②の要件に該当する場合）」に基づき所得税の確定申告をする必要があります。
※ マイホームを取得した場合で、1ページの要件に該当する場合は、5ページに記載の「住宅借入金等特別控除の計算方法（1ページ又は6ページの①の要件に該当する場合）」に基づく計算による控除を選択することができます。

3ページの要件又は6ページの②の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受けるためには、以下の添付書類が必要となります。

* 給与所得や公的年金等の雑所得がある方は、申告書の作成時に令和4年分の源泉徴収票が必要です（添付は不要です。）。

添付書類 (3ページの要件又は6ページの②の要件に該当する場合)		取得先	新築		既存住宅	増改築等
			一般	認定		
1	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書	国税庁HP又は税務署	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	建物の登記事項証明書(原本又は写し) <small>(注1) 不動産番号を1の計算明細書に記載することにより、添付を省略することができます。 なお、税務署で住宅借入金等特別控除の申告相談をする際は、登記事項証明書(原本又は写し)を持参してください。</small>	法務局又は手持分のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	住宅に係る請負契約書、売買契約書又は増改築等に係る請負契約書(写し)	手持分のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(原本) <small>(注2) 複数ある場合は全ての証明書</small>	銀行等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【敷地等の購入に係るローン等について控除を受ける場合】 敷地等の登記事項証明書(原本又は写し) <small>(注1)</small> <small>(注3) マンションの場合は、建物の登記事項証明書のみで可</small>	法務局又は手持分のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	敷地等の分譲に係る契約書(写し)	手持分のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	【補助金等の交付又は住宅取得等資金の贈与の特例(注4)の適用を受けた場合】 その額を証明する書類(写し) <small>(注4) 「住宅取得等資金の贈与の特例」とは、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」をいいます。</small>	支払元手持分のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	【増改築等をした場合】 建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書(原本) <small>(注5) 建築基準法に規定する大規模修繕の場合は、増改築等工事証明書(原本)、建築確認済証(写し)又は検査済証(写し)</small>	建築士等				<input type="checkbox"/>
9	【認定住宅を取得した場合】					
	【認定長期優良住宅を取得した場合】 ⇒イとロ両方の書類が必要					
	イ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書(写し) <small>(注6) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書(写し) (注7) 認定計画実施者の地位の承継があった場合は、認定通知書(写し)及び承認通知書(写し)</small>	県又は市		<input type="checkbox"/>		
	ロ 住宅用家屋証明書(原本又は写し)又は認定長期優良住宅建築証明書(原本)	市町村建築士等		<input type="checkbox"/>		
	【低炭素建築物を取得した場合】 ⇒イとロ両方の書類が必要					
	イ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書(写し) <small>(注8) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書(写し)</small>	県又は市		<input type="checkbox"/>		
ロ 住宅用家屋証明書(原本又は写し)又は認定低炭素住宅建築証明書(原本)	市町村建築士等		<input type="checkbox"/>			
【低炭素建築物とみなされる特定建築物を取得した場合】 特定建築物用の住宅用家屋証明書(原本)	市町村		<input type="checkbox"/>			
10	【経過年数基準を超える既存住宅を取得した場合】					
	【耐震基準に適合する住宅を取得した場合】 ⇒イ～ハのいずれかの書類					
	イ 耐震基準適合証明書(原本) <small>(注9) 家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの</small>				<input type="checkbox"/>	
	ロ 建設住宅性能評価書(写し) <small>(注10) その家屋の取得の日前2年以内に、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1～3であると評価されたもの</small>	検査機関 前所有者 建築士等			<input type="checkbox"/>	
	ハ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書(原本) <small>(注11) 住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得の日前2年以内に締結したもの</small>				<input type="checkbox"/>	
	【要耐震改修住宅を取得した場合】 ⇒イとロ両方の書類が必要					
	イ 耐震改修工事に係る請負契約書(写し)	手持分のコピー			<input type="checkbox"/>	
	次のA～Dのいずれかの書類 <small>(注12) 住宅を取得する前に耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住日までに耐震改修により耐震基準に適合することが証明されたもの</small>					
	A 建築物の耐震改修計画の認定申請書(写し)及び耐震基準適合証明書(原本)				<input type="checkbox"/>	
	ロ B 耐震基準適合証明申請書(写し) <small>(注13)</small> 及び耐震基準適合証明書(原本) <small>(注13) 家屋の取得の日までに申請書の提出が困難な場合は、申請書(写し)に代えて仮申請書(写し)</small>	検査機関 建築士等			<input type="checkbox"/>	
C 建設住宅性能評価申請書(写し) <small>(注14)</small> 及び建設住宅性能評価書(写し) <small>(注14) 家屋の取得の日までに申請書の提出が困難な場合は、申請書(写し)に代えて仮申請書(写し)</small>				<input type="checkbox"/>		
D 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書(写し)及び既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書(原本) <small>(注15) 住宅瑕疵担保責任法人が引き受けを行う一定の保険契約に限る。</small>				<input type="checkbox"/>		

住宅借入金等特別控除の計算方法（1ページ又は6ページの①の要件に該当する場合）

新築住宅 買取再販住宅	一般住宅 (買取再販住宅は、要耐震改修住宅を含む)	【令和4年分～令和16年分】（13年間） 住宅ローン等の年末残高（最高3,000万円）×0.7%	=	（最高 21万円）
	(1) 長期優良住宅 (2) 低炭素住宅	【令和4年分～令和16年分】（13年間） 住宅ローン等の年末残高（最高5,000万円）×0.7%	=	（最高 35万円）
	(3) ZEH水準省エネ住宅	【令和4年分～令和16年分】（13年間） 住宅ローン等の年末残高（最高4,500万円）×0.7%	=	（最高 31万5,000円）
	(4) 省エネ基準適合住宅	【令和4年分～令和16年分】（13年間） 住宅ローン等の年末残高（最高4,000万円）×0.7%	=	（最高 28万円）
中古住宅	一般住宅 (要耐震改修住宅を含む)	【令和4年分～令和13年分】（10年間） 住宅ローン等の年末残高（最高2,000万円）×0.7%	=	（最高 14万円）
	上記(1)～(4)の住宅 (認定住宅等)	【令和4年分～令和13年分】（10年間） 住宅ローン等の年末残高（最高3,000万円）×0.7%	=	（最高 21万円）
増改築等		【令和4年分～令和13年分】（10年間） 住宅ローン等の年末残高（最高2,000万円）×0.7%	=	（最高 14万円）

買取再販住宅とは

「買取再販住宅」とは、次の要件を全て満たした既存住宅をいいます。

- 1 個人が既存住宅を取得する時点で、その既存住宅が新築された日から起算して10年を経過したものであること。
- 2 宅地建物取引業者が行った特定増改築等に係る工事に要した費用の総額が、その既存住宅の個人に対する売買価額（税込）の20%に相当する金額（その金額が300万円を超える場合には300万円）以上であること。
- 3 その既存住宅について、次のいずれかに該当する特定増改築等に係る工事が行われていること。
 - ① 増改築等工事証明書の「実施した工事の種別」の第1号工事から第6号工事に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、100万円を超えること。
 - ② 増改築等工事証明書の「実施した工事の種別」の第4号工事から第7号工事のいずれかに掲げる工事に要した費用の額が、それぞれ50万円を超えること。
- 4 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、上記2及び3の要件を満たす特定増改築等に係る工事を行った後の既存住宅について、宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に個人が取得していること。
- 5 建築後使用されたことのある家屋で次のいずれかに該当すること（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅の場合は、次の①又は②イのいずれかに該当すること。）。
 - ① 昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。
 - ② ①以外の場合は、次のいずれかに該当すること。
 - イ 個人が取得した日前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの（耐震住宅）であること。
 - ロ 上記①及び②イに該当しない一定の住宅（要耐震改修住宅）のうち、その取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること。

ZEH水準省エネ住宅（特定エネルギー消費性能向上住宅）とは

ZEH水準省エネ住宅とは、認定住宅以外の家屋で、建築士等が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」又は登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」により、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。

省エネ基準適合住宅（エネルギー消費性能向上住宅）とは

省エネ基準適合住宅とは、認定住宅及びZEH水準省エネ住宅以外の家屋で、建築士等が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」又は登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」により、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。

住宅借入金等特別控除の計算方法（3ページ又は6ページの②の要件に該当する場合）

一般住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅 ・ 既存住宅（要耐震改修住宅を含む） ・ 増改築等 	【令和4年分～令和13年分】 住宅ローン等の年末残高（最高4,000万円）×1%	=	（最高 40万円）
	【令和14年分～令和16年分】 次のいずれか少ない金額 ① 住宅ローン等の年末残高（最高4,000万円）×1% ② (建物購入価額(注1)－消費税額)(注2)×2%÷3	=	（最高 26万6600円）
認定住宅 <ul style="list-style-type: none"> 〔 長期優良住宅 低炭素住宅 〕 新築住宅のみ 	【令和4年分～令和13年分】 住宅ローン等の年末残高（最高5,000万円）×1%	=	（最高 50万円）
	【令和14年分～令和16年分】 次のいずれか少ない金額 ① 住宅ローン等の年末残高（最高5,000万円）×1% ② (建物購入価額(注1)－消費税額)(注2)×2%÷3	=	（最高 33万3300円）

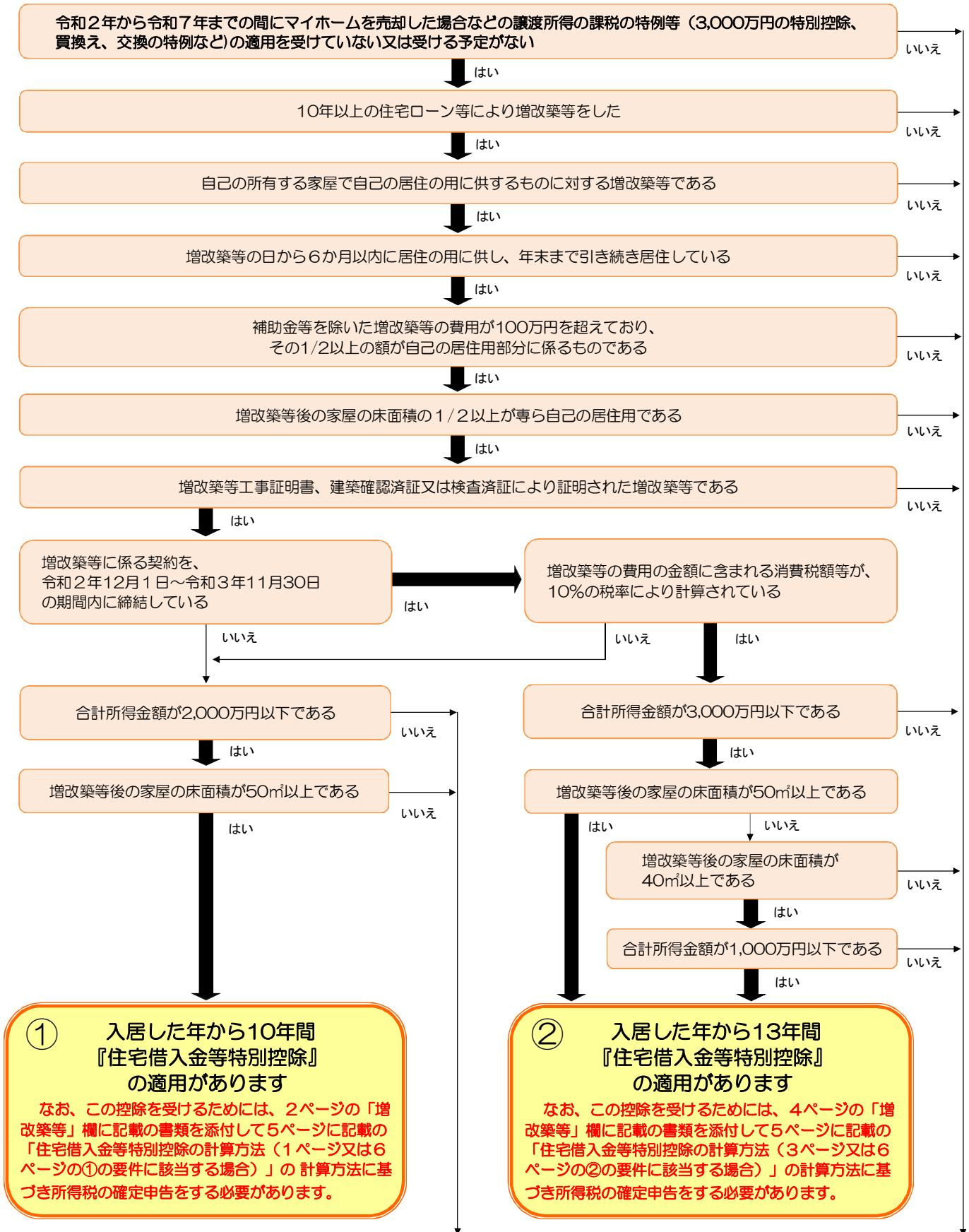
(注1) この場合の建物購入価額は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないで計算した金額をいいます。

(注2) 建物購入価額から消費税額を控除した金額は、一般住宅が最高4,000万円、認定住宅が最高5,000万円です。

* 住宅の取得等の対価の額又は費用の額（補助金等の交付、住宅取得等資金の贈与の特例を受ける場合には、その金額を差し引いた後の額）が住宅ローン等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その取得等の対価の額又は費用の額を住宅ローン等の年末残高の合計額として計算します。

【マイホームを増改築等した場合】

(マイホームを新築又は取得した方は1ページ又は3ページで要件に該当するかを確認してください。)



『住宅借入金等特別控除』の適用はありません。